監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年3月29日

寒川町監査委員 北 村 美 仁 同 太田真奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和5年1月5日から令和5年2月22日まで

3 監査の対象部課等

企画部 企画政策課 教育委員会 教育政策課、学校教育課、教育施設給食課

4 監査の対象

令和4年度(令和4年4月1日から令和4年12月31日まで)の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点(評価項目)

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、 補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、 ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【企画部 企画政策課】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 教育政策課】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 学校教育課】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【教育委員会 教育施設給食課】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【企画部 企画政策課】

(1) 適正な事務処理について

前回の監査で誤りが見られた庶務事務(服務関係)について、今回も同様の処理誤りが散見された。また、支出事務にも依然として軽微な誤りがあった。

全庁的にこうした誤りが散見されるため、適正な事務処理について再認識するよう意見を付してきたところである。小さな誤りが重大な事案につながらないよう内部のチェック体制を再確認し、誤りの発生を防止されたい。

業務の繁忙など様々な要因があると思うが、行政の信頼性及び透明性の確保につながることであるので、おろそかにせず適正な事務の執行に努められたい。

(2) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進について

国の自治体 DX 推進計画に沿って、本町でも文書管理、財務会計システムによる電子決裁や勤怠管理の電子化が取り入れられた。また、LINE の活用による住民サービスの提供が始まるなど DX の推進が図られていることは評価できる。

しかし一方で、情報漏洩や通信障害による行政サービスの低下なども危惧されることから、最適な業者選定をするとともに、システムについては、適宜、修正や改善を図ることを心掛けられたい。

また、デジタル人材の採用や育成、システムを利用する職員のスキルアップについても積極的に取り組んでほしい。

(3) 随意契約について

ICT 関連システムや機器については随意契約が多い状況にあるが、根拠としている地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、その性質又は目的が競争入札に適しない契約をする時に該当し、寒川町随意契約ガイドラインにおいてもア 契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか

イ「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」 等をもって当該契約者を限定していないか

に留意することとされており、業務に精通していることや実績があることをもってのみでは随意契約の理由とならないとされている。

特別な技術、機器から選定する場合は、他の事業者では遂行できない根拠や背景などを具体的に示すとともに、優位性をしっかり見極めてほしい。

(4) 『「高座」のこころ。』 について

町は、プロモーション活動の一環として『「高座」のこころ。』をブランドスローガンに移住ポータルサイトの作成や、ドラマ・CM撮影に協力するフィルムコミッションなど移住促進に向けたプロモーションに取り組んできたところである。

ブランドマークとしての『「高座」のこころ。』は、広報紙やホームページで周知を図るとともに、コミュニティーバス停留所や郵便ポストなどをイメージカラーに変更するなど可視化を図っており、町内に浸透しつつあるが、町民が『「高座」のこころ。』から優しさ、温かさを感ずるには、この取り組みを成熟させる

必要がある。

今後は、まず職員が『「高座」のこころ。』とは何かを理解し、心の底から「優しさ」「温かさ」を町全体に発信するとともに、町に愛着を持ち、町民に寄り添える職員となるように、意識の高揚に取り組まれたい。

【教育委員会 教育政策課】

(1) 団体への補助金について

団体への補助金交付にあたり「寒川町社会教育関係団体等交付要綱」に、事業が中止になった場合は町長の承認を受けることと規定されているが、手続きがなされていないものがあった。

PTA 連絡協議会補助金について、過去2年間の繰越金を確認したところ、令和3年度が555,613円、令和2年度が496,244円となっており、多額の繰越金が発生していた。これは、補助基準が曖昧で明確になっておらず、行政及び団体双方で補助効果の検証が行われていないことが原因の一つであると思われる。

PTA 連合体については、活動が見えにくいことや、分担金が単位 PTA に適正に還元されないなどその存在意義も課題となっていることから、交付要綱に沿った補助金の取り扱いをするとともに、透明性を確保した中で活動をお願いしたい。また、繰越金の多い団体への補助のあり方の検討や、補助率の明確化を行い、補助金の使われ方やその効果について、充分な精査をされたい。

(2) 奨学金について

寒川町奨学金は、高等学校に進学予定の中学3年生を対象にした貸与型の奨学金であるが、その返済については、途中から滞っている状況が散見された。

未返済の状況と返済の義務があることについて毎年通知をしているとのことだが、法的措置や連帯保証人の要件の見直しなど抜本的な対策に取り組まれたい。 一方で、高校卒業後に就職しても、雇用情勢の変化により必ずしも安定的な収入が得られず、返済が滞ってしまうケースも想像できる。

現在は、返済が不要な給付型の奨学金制度を導入する自治体も増えている中、 高等学校等就学支援金による実質的な授業料無償化が行われていることなども 踏まえ、町の実情に合った制度となるよう見直しを検討されたい。

(3) 図書館の機能充実について

寒川町総合図書館は、様々な企画展示や情報発信を行い、知識の交流拠点の場として役割を果たしてきたが、これからも町民から愛され、活用される図書館として存続していくために、利用者の声に答えていくことが重要である。

図書館満足度調査では、若い世代の意見が少ないため、若い世代が図書館活動に参加できるような工夫をされたい。また、ICTを活用したサービスの向上やツイッター・インスタグラムでの魅力の発信、積極的なレファレンス情報の提供に努められたい。

(4) 所蔵文化財と美術品の活用について

町ゆかりの書家や芸術家の作品の多くが寒川町総合図書館に所蔵され、一部が展示されているが、文化・芸術の振興はもとより、町民のシビックプライドの醸成やシティーセールスにつながるようさらなる利活用方法を検討されたい。

また、文化財学習センターについては、コロナ禍において制約はあったが、現在は学校での利用もされているとのことであった。

文化財を通して町の歴史を学ぶことは「いにしえから寒川の人々に受け継がれてきた穏やかさ、優しさ、温かさ」といった町のブランドスローガンである『「高座」のこころ。』の認知度向上につながる。

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の効果もあり、町の歴史に関心を持つ人が増えている折、展示会の開催など、多くの人に文化財を知ってもらう機会を設けてほしい。

【教育委員会 学校教育課】

(1) 適正な事務処理について

前回の監査では事務処理に誤りが多く、規則や要綱に沿った事務処理を行うこと、財務、会計、契約に関する規則、規程を再確認するよう要望したところである。

今回、支出事務の誤りが減るなど改善が見られたが、服務や財産管理事務においては、まだ不適切な事務処理が見られた。

業務の繁忙や知識不足などの要因は様々あると思うが、小さな誤りが大きな問題につながらないよう、チェック体制を確認するとともに、事務処理にあたり留意すべきことは周知徹底を図り、さらに適正な事務の執行に努められたい。

(2) 補助金の執行について

校内研究発表事業交付金の対象事業である校内研究発表が、同じ講師により2回開催されたが、謝礼が1回目は5万円、2回目は3万円と異なる金額で支払われていた。なお、事業計画書の予算には、5万円で2回分の謝礼が計上されていた。

また、2回目の同日に「さむかわ学びっ子育成事業」も開催されており、ここでも同じ講師に3万円の謝礼が支払われていた。

- ① 同じ講師に対して異なる金額で謝礼が支払われているが、謝礼額の根拠を明確にされたい。
- ② 同日に2つの事業を開催し、同じ講師に講演を依頼しているが、合同で開催するなど工夫はできなかったのか。交付金の予算計上にあたっての事前調整などは適切であったのか検証されたい。
- ③ 交付金の交付条件に「補助事業の内容及び事業費を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること」となっているが、変更交付申請がされていなかった。今後は規則、要綱等に沿った運用をされたい。

(3) 教職員の働き方改革について

教員の長時間労働が課題となる中、多忙な勤務実態による教員離れが、優秀な 人材確保を妨げる一因となり、教育の質にかかわる問題にもなっている。

一方で、教員に求められることは増えており、教員自身も丁寧さを求めるところもあることから、働き方の改善は難しい状況である。

今回の監査では、教員の長時間労働に着目し、勤怠管理について確認したところ、デジタル化が進められており、パソコンによる出退勤が記録されていた。さらに、学校、教員ごとに時間外勤務の長短をカラーで表示するなど、見える化が図られていた。

今後は、こうした見える化されたデータから、勤務時間の指導として、時間外 勤務の上限の設定や、業務内容の整理、部活動の休養日を設けるなど、一定のル ールを示す等、教育委員会から学校労務管理者へ、個別の教員に対する勤務時間 の指導方法を示していくなど、積極的にデータ活用されたい。

(4) スクールソーシャルワーカーの拡充について

国は、すべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できることが適切として、直接的な支援を求めており、現在、全中学校区に対する活用事業が推進されている。

町においても児童・生徒の不登校事例が増加している。また、ヤングケアラーの早期発見や支援といった課題もあるなど、子どもたちが抱える問題は複雑化しており、スクールソーシャルワーカーの役割は重要性が増している。

今後はさらなる配置の拡充が求められることから、配置方法や雇用形態のほか、 間接的支援で充分であるのかといったことも含めて検討されたい。

(5) ヤングケアラーについて

厚生労働省の報告書(ヤングケアラーの実態に関する調査研究)によると「ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自身の育ちや教育に影響を及ぼしていることもあるから、このような子どもや家庭に適切に支援を行っていくことが必要である。」とされている。

本町においても実情を早期に把握し、対応を図っていくことが求められる。 ヤングケアラーの把握は、本人に自覚がない中で、それぞれの家庭に入ること にもなり困難性も高いと思われるが、学校、教員が最も見つけやすい存在であり、 今後も児童・生徒からの SOS を受けやすい環境づくりや、日ごろから変化を感 じ取るようアンテナを張って見逃さないようお願いしたい。

【教育委員会 教育施設給食課】

(1) 適正な事務処理について

前回の監査では事務処理に誤りが多く、財務、会計、契約に関する規則、規程を再確認するとともに、服務事務の適正な処理をお願いしたところである。

今回、支出事務の誤りが減るなど改善が見られたが、行政財産の目的外使用に係る不適切な事務処理や、謝礼、物品購入の支払遅れなどがまだ散見された。

業務の繁忙や知識不足などの要因は様々あると思うが、小さな誤りが大きな問題につながらないよう、チェック体制を確認するとともに、事務処理にあたり留意すべきことは周知徹底を図り、さらに適正な事務の執行に努められたい。

(2) 随意契約について

① 小中学校外壁修繕工事設計業務委託について

寒川町公共施設再編計画に基づき、令和5年度に実施予定の小中学校外壁修繕工事の設計について、当初は町技術職員の設計を予定していたが、専門的な知識が必要であることから9月補正で対応し、一般競争入札により外部への発注を行うこととした。入札の結果、不調であったため予算流用を行い、改めての発注となったが、工期の遅れや労務単価の増額のおそれから、不調となった入札に唯一、札入れを行った事業者と随意契約を行っていた。

これは、児童への安全や授業への影響に配慮し、夏休み期間に工事を行う考えのもと、年度内に設計を完了させようとしたものである。

随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、早急に 契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約し なければならない場合に該当するとしているが、設計委託を発注するまでの経 過を見ると、当初予算に対する考え方や、予定した工程への考え方が適切であ ったのか疑問である。

さらに、この契約については、想定した工期に間に合わせるために事務手続きを省略したものであり、随意契約とする理由がないものと考える。

今後、公共施設再編計画に基づき、教育施設においても様々な改修が行われるものと思うが、予算や工程について、より正確な積算、設計に努められたい。 また、契約にあたっては、安易に随意契約とすることは、厳に慎み、できる限りの競争性を確保した適正な執行に努められたい。

② 小中学校施設維持補修作業委託について

小中学校施設維持補修作業委託は、小中学校施設の保守点検を定期的に行い、 緊急、簡易な修繕が必要な際は、現場を確認し、業者を選定、修繕を実施する といういわゆる包括的な委託である。保守点検や修繕の対象は、電気設備や機 械設備、建築、造園等となっており、寒川建設業協会へ随意契約している。

随意契約の理由は、地方自治法第176条の2第1項第2号に該当、他に請 負が可能な事業者がいないとしている。

近年、公園や学校などにおいて、複数の施設を包括的に管理委託する自治体もあり、管理内容も多岐にわたっている。しかしながらこうした包括的な委託

は、身近に管理者がいる安心感といったメリットがある反面、限られた事業者が仕事を独占することで、他の事業者の参入が阻害されるなどの課題もあり、慎重な制度設計が求められる。

町は、多くの事業者が参加していることを理由に寒川建設業協会と一者随意 契約を締結しているが、事業協同組合だけでなく、共同事業体形式として組成 を行うことも考えられることから少なくとも競争性を担保した制度にすべき ある。仕様書形式で継続するならば、入札に付すべきではないか。

この包括的管理については、他の部署でも同様の事例があることから、町 全体の課題として検討されたい。

(3) 学校給食について

① 給食コーディネーターについて

給食コーディネーターの役割は、地産地消の取り組みや、食材の供給にあたり、納入側である生産者と仕入れ側である給食センターの調整が主な業務とされているが、町のコーディネーターには、給食全般の調整業務なども求められている。

これは、給食センターの立ち上げを円滑に進める役割を期待されているものと思うが、一人のコーディネーターがすべてを遂行するには、困難性が高いものと思われる。

地場産食材の安定的な供給システムを構築することは、食育を通じた町の振興にもつながる取り組みであり、次の人材への引継ぎや今後の事業展開について、教育委員会としてさらに検討を進められたい。

② 学校給食センター整備事業について

学校給食センターの整備は、町の将来にかかわるプロジェクトであり、様々な課題があると思うが、町民に十分な説明を果たしながら引き続きしっかり推進してほしい。

③ 学校給食費の公会計化について

学校給食費の公会計化が始まるが、就学援助費からの引き落とし等、他部署 とのオンライン化を含む連携についても遺漏のないよう対応されたい。